

平成28年4月8日

各 都 道 府 県 知 事 殿
各都道府県選挙管理委員会委員長

総 務 大 臣

公職選挙法施行令の一部を改正する政令等の施行について（通知）

公職選挙法施行令の一部を改正する政令（以下「改正令」という。）及び公職選挙法施行規則の一部を改正する省令（以下「改正規則」という。）は、平成28年政令第194号及び平成28年省令第48号をもって、ともに本日公布、同日施行されました。

貴職におかれましては、今回の施行に係る改正令及び改正規則を十分御理解されるとともに、改正令による改正後の公職選挙法施行令（以下「新令」という。）及び改正規則による改正後の公職選挙法施行規則（以下「新規則」という。）の運用に遺漏のないよう、下記事項に御留意の上、貴都道府県内の市町村長及び市町村の選挙管理委員会に対しても、格別の御配慮をお願いします。

記

1 公職選挙法施行令の一部改正

衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動に関し、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用通常葉書等の作成の公営に要する経費に係る限度額が次のとおり引き上げられたこと。

(1) 選挙運動用自動車の使用の公営（新令第109条の4関係）

区分	改正単価	現行単価
一般運送契約以外の契約		
自動車借入れ	15,800円	15,300円
燃料費	7,560円	7,350円

(2) 選挙運動用通常葉書の作成の公営（新令第109条の7関係）

区分	改正単価	現行単価
35,000枚以下の場合 一枚当たり	7円71銭	7円50銭
35,000枚を超える場合 一枚当たり	6円66銭	6円48銭

(3) 選挙運動用ビラの作成の公営（新令第109条の8関係）

区分	改正単価	現行単価
50,000枚以下の場合 一枚当たり	7円51銭	7円30銭
50,000枚を超える場合 一枚当たり	5円2銭	4円88銭

(4) 選挙事務所の立札及び看板の類の作成の公営（新令第110条の2関係）

区分	改正単価	現行単価
一枚当たり	54,914円	53,388円

(5) 選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成の公営（新令第110条の3関係）

区分	改正単価	現行単価
一枚当たり	51,992円	50,548円

(6) 選挙運動用ポスターの作成の公営（新令第110条の4関係）

① 衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙の場合

区分	改正単価	現行単価
印刷費	選挙区のポスター掲示場の数が 500以下の場合 一枚当たり	525円6銭 510円48銭
	選挙区のポスター掲示場の数が 500を超える場合 一枚当たり	27円50銭 26円73銭
企画費	310,500円	301,875円

② 参議院比例代表選出議員の選挙の場合

区分	改正単価	現行単価
一枚当たり	36円	35円

(7) 個人演説会場の立札及び看板の類の作成の公営(新令第125条の3関係)

区分	改正単価	現行単価
一枚当たり	39,725円	38,621円

(8) 参議院比例代表選出議員の選挙の一部無効による再選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営(新令第132条の3の2関係)

区分	改正単価	現行単価
一枚当たり	36円+ (195,428円/法定上限枚数)	35円+ (190,000円/法定上限枚数)

2 公職選挙法施行規則の一部改正

公職選挙法施行令の一部改正に伴う諸様式の改正が行われたこと。

3 施行期日等

- (1) 改正令及び改正規則は、公布の日から施行するものとされたこと。(改正令附則第1項及び改正規則附則第1項関係)
- (2) 新令及び新規則の規定は、施行日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用するものとされたこと。(改正令附則第2項及び改正規則附則第2項関係)